



2022年5月12日

各位

会社名 丸紅株式会社
(<https://www.marubeni.com/jp/>)
代表者名 代表取締役社長 柿木 真澄
(コード番号：8002 上場取引所：東証プライム)
問合せ先 広報部 報道課長 古屋 拓史
電話番号 03-3282-2112

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月24日開催予定の当社第98回定時株主総会の議案とすることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

第2条については、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

第14条および附則については、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>↳ (省略)</p> <p>5.</p> <p>6. 次の物品の輸出入及び販売業</p> <p>①石炭、石油、ガス (高压ガス、液化ガスを含む) 及びそれらの製品、核燃料物質、放射性同位元素</p> <p>②</p> <p>↳ (省略)</p> <p>④</p> <p>7.</p> <p>↳ (省略)</p> <p>30.</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(現行の通り)</p> <p>1.</p> <p>↳ (現行の通り)</p> <p>5.</p> <p>6. 次の物品の輸出入及び販売業</p> <p>①石炭、石油、ガス (高压ガス、液化ガスを含む) <u>その他の燃料</u>及びそれらの製品、核燃料物質、放射性同位元素</p> <p>②</p> <p>↳ (現行の通り)</p> <p>④</p> <p>7.</p> <p>↳ (現行の通り)</p> <p>30.</p>
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第14条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)

(附則)

- 1.変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2.前項の規定にかかわらず、令和 5 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3.本附則は、令和 5 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上